

秋田市市民サービスセンター自動販売機設置事業者募集要項（西部地域）

秋田市では、飲料水自動販売機を市民サービスセンターおよびコミュニティセンターに設置し運営する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

これは、設置事業者を競争入札により決定し、市民サービスセンターおよびコミュニティセンターの自動販売機設置場所の貸付契約を締結するもので、これにより市有財産の有効活用を行い、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ります。

1 入札物件

- ・別添「自動販売機募集物件一覧」を参照のこと。
- ・設置場所は、別添「位置図」のとおり。
- ・貸付面積には、回収ボックスおよび放熱スペースを含む。
- ・自動販売機の設置は、物件番号西部1は1階と2階に各1台、物件番号西部2は1台、物件番号西部3は1台とする。
- ・複数の物件に応募可能。

2 日程

項目	日程
受 付 期 間	令和7年12月8日（月）から令和8年1月9日（金）まで
入札日および場所	令和8年1月23日（金）14時20分 秋田市北部市民サービスセンター3階 大会議室
契約の締結期間	入札日から7日以内に契約

※市内の市民サービスセンター関係の自動販売機設置場所貸付の入札を順番に行うため、早めの来場をお願いします。

3 入札参加資格

応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。

- (1) 法人にあっては、秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては、秋田市内で営業を営んでいること。
- (2) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の経験を有し、過去2年間に国（特殊法人等を含む）、県、市又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しない者であることならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 市税の滞納がないこと。

4 契約上の条件等

(1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4

号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）とする。

(2) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日（3年間）

(3) 貸付料等

ア 貸付料

秋田市が設定する予定価格以上で、最高の入札価格をもって貸付料とする。

貸付料は、別途発行する納入通知書により年度ごとに指定期日までに納入すること。また、既に納付した貸付料は返還しない。

イ 必要経費等

自動販売機の設置等、維持管理、撤去に必要とする経費は、設置事業者の負担とする。電気料は、設置事業者が子メーターを設置（計量法第16条を遵守すること。）の上、市が計測し、月ごとに別途発行する納入通知書により指定期日までに納入すること。

電気料の算出方法は、当該自動販売機に係る電気使用料を月ごとに計測し、電力供給会社の掲載方式により電気料を計算するものとする。

ウ 遅延損害金

納入通知書の指定期日までに貸付料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて得た額を加算して支払うものとする。

(4) 使用上の制限

次の事項を遵守すること。

ア 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供してはならない。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

ウ 販売品目は飲料（酒類又はその類似品を除く）とし、販売価格はメーカー希望小売価格以下とすること。

(5) 維持管理責任

次の事項を遵守すること。

ア 自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。常に商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機（飲料水自動販売機）1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。

ウ 自動販売機の設置に当たっては、転倒・盗難防止など、安全に十分配慮すること。

エ 食品衛生に関しては、「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）および「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

オ 自動販売機の故障、問合せおよび苦情については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

(6) 売上高等の報告

ア 自動販売機の売上状況を4月から3カ月ごとに取りまとめ、四半期最終月

の翌月の月末までに売上高を書面により報告すること。

イ 秋田市が必要としたときは、機器のメンテナンス記録、トラブル対処の記録、その他必要と認める資料等を遅滞なく提出すること。

(7) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したとき、又は契約が解除された場合は、指定期日までに原状回復すること。

5 入札申込手続き

(1) 申込方法

申込受付期間内に、必要な書類を持参すること。

ア 申込受付期間

令和7年12月8日（月）から令和8年1月9日（金）まで
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日および年末・年始【12月29日（月）から1月3日（土）】を除く。）

※郵送、電話、ファクシミリ、Eメール等による申込は受付けない。

イ 提出先

秋田市新屋扇町13番14号

秋田市西部市民サービスセンター 総務担当

(2) 必要な書類（各1部）

ア 入札参加申込書

イ 法人の場合は、法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し、個人の場合は、住民票の写し

ウ 納税証明書（市税に未納がない旨を証する完納証明書。直近年度のものに限る。写しでも可。）

エ 誓約書（令和5年度および令和6年度における実績を確認できる契約書等の写しを添付）

※各証明書等については、いずれも発行後3カ月以内のもの。

※入札申込書、誓約書は秋田市ホームページ【ページ番号：1049201】から入手すること。

(3) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知を行う。

イ 提出された申込書の審査結果により指名されない場合、その者には非指名通知によりその旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、令和8年1月16日（金）までにファクシミリで行う。

6 入札の手続き

(1) 入札方法

ア 入札は令和8年1月23日（金）14時20分

秋田市北部市民サービスセンター3階 大会議室で行う。

入札開始時間の15分前から受付を開始する。

イ 入札保証金は財務規則第109条第1項第2号により免除する。

ウ 入札は、物件番号順に1物件ごとに行う。

エ 入札書に記載する入札金額は、各入札物件の1年間の貸付料の金額を記載

すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった貸付料の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札書は当日持参すること。郵送による入札は受け付けない。

カ 代理人の者が入札する場合は、委任状が必要になるので、入札参加物件ごとに必要事項を記載のうえ、記名押印し持参すること。

キ 投函した入札書の書換え、引換え又は撤回はできないので、十分注意すること。

(2) 入札時に持参するもの

ア 入札参加申込書の写し

イ 入札書

ウ 委任状(※代理人の者が入札する場合、物件毎に必要。)

※入札書、委任状は秋田市ホームページ【ページ番号：1049201】から入手すること。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない設置事業者の入札
- (2) 入札に関し、不正行為があった場合の入札
- (3) その他指定した以外の方法による入札

8 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち最高価格の入札を行った者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2人以上いるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定する。
- (3) 落札決定後の辞退はできない。

9 決定後の手続き

設置事業者に決定した者は、秋田市が指定する日時までに下記の書類を提出すること。また、下記の書類を提出後、具体的な条件等について協議のうえ、「貸付契約書」を締結する。

- (1) 行政財産借受申込書
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 設置する自動販売機のカatalog (寸法、消費電力がわかるもの)

10 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、秋田市財務規則(昭和40年秋田市規則第6号)、その他関係法令の定めるところによる。

- (2) 申込に係る費用は、申込者の負担とする。
- (3) 提出された申込書等は返却しない。
- (4) 施設を訪問し、設置場所を確認する場合は、午前 9 時から午後 5 時までの間に各施設の受付係の承諾を得て行うこと。
- (5) 自動販売機の規格、条件等については、別紙「自動販売機の規格および遵守事項等」を確認すること。
- (6) 募集に関する問い合わせ先
秋田市西部市民サービスセンター 総務担当
電話 018-888-8080